

意見書案第 4 号

補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴（児）者への支援拡充を求める
意見書について

補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴（児）者への支援拡充を求める意見書を
次のとおり提出するものとする。

令和 4 年 6 月 1 7 日 提出

議会運営委員長 谷 守

補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴（児）者への支援拡充を
求める意見書

聴力に障害があり、障害者総合支援法の身体障害者障害程度等級 2 級から 6 級に該
当する場合は補聴器が補装具費支給制度の対象とされていますが、軽度・中等度難聴
（児）者については、補装具費支給制度の対象になっていません。

特に子供にとって、聞こえは発達・学業にも大きな影響があります。また、成人に
とっては仕事にも支障があり、老人にとっては、聞こえが認知症や命にかかわります。

2017 年 7 月開催の国際アルツハイマー病会議でランセット国際委員会は、難聴を認
知症の危険因子の一つに挙げ、2020 年には予防可能な 40% の 12 の要因の中で難聴は
最も大きな危険因子と指摘しています。軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費等
助成制度は、全ての都道府県で創設されていますが、自治体によって制度の内容が大き
く異なっています。また、成人については、制度そのものがない自治体もあります。

どこの自治体に住んでいても、軽度・中等度難聴（児）者に対して十分な補助が行
われるべきです。

よって、国においては、下記事項について特段の措置を講じるよう強く要望します。

記

1. 国の財政負担により、全ての年齢における軽度・中等度難聴（児）者等に対する
補聴器の購入費及び修理・維持費に対する補助を実施すること。
2. 補聴器の購入費及び修理・維持費の対象に下記を追加すること。
 - ①非難聴側が正常の片側難聴、高音急墜型、聴覚情報処理障害（児）者を加える
こと。
 - ②イヤーマールド、両耳補聴器、無線式補聴援助装置、外耳形態異常に対する軟
骨伝導補聴器を購入費の補助対象とすること。
3. 先天性難聴の早期発見のため、全ての自治体で新生児聴覚検査への公費助成を実
施するよう、国が財政的援助を強化すること。
4. 病気による難聴の予防のため、おたふくかぜワクチンの定期接種化や、風しんワ
クチンの第 5 期接種の周知徹底と延長を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 4 年 6 月 17 日

士 別 市 議 会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、
参議院議長

意見書案第 5 号

森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書について

森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

令和 4 年 6 月 1 7 日 提出

議会運営委員長 谷 守

森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書

本道の森林は全国の森林面積のおよそ 4 分の 1 を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要があります。全国一の森林資源を有する北海道が 2050 年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用の促進などの森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担うことが必要です。

北海道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業者の育成など、様々な取組を進めてきたところです。

本道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、活力ある森林づくりや防災・減災対策をさらに進め、森林・林業・木材産業によるグリーン成長が実現できるよう、施策の充実・強化を図ることが必要です。

よって、国においては、下記事項について実施するよう強く要望します。

記

1. 森林の多面的機能を持続的に発揮し、ゼロカーボン北海道の実現に貢献するため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。
2. 森林資源の循環利用を一層推進するため、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化、木質バイオマスのエネルギー利用の促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 4 年 6 月 17 日

士 別 市 議 会

(提出先) 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣、衆議院議長、参議院議長

水田活用の直接支払交付金の見直し策の緩和を求める意見書について

水田活用の直接支払交付金の見直し策の緩和を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

令和 4 年 6 月 1 7 日 提出

議会運営委員長 谷 守

水田活用の直接支払交付金の見直し策の緩和を求める意見書

コロナ禍の長期化で農産物需要が減少し、在庫増、価格低迷で生産者は大変苦しい中で、国民の食料を支えているという思いで農作業に励んでいます。

昨年から食料価格が上昇し、さらにロシアのウクライナ侵攻で食料不足、価格高騰が深刻になり、我が国でも食料価格の高騰は低所得者、ひとり親家族、年金生活者などの生活を直撃しています。

また肥料や飼料など生産資材の多くが輸入に依存し、追い打ちをかける円安で、生産資材の高騰と不足に生産者は直面しています。

国が進める水田活用の直接支払交付金の見直しで、交付金対象から除外される水田が多くでることが危惧されています。多くの国民の皆さんが輸入に依存した食に不安を抱いています。

いま必要なことは、生産者を励まして生産を増やし食料自給率を引き上げることです。

よって、国においては、下記の対策を実施するよう強く要望します。

記

1. 水田活用の直接支払交付金の見直し策を緩和すること。
2. 肥料、飼料など生産資材の高騰対策を行うこと。
3. 食料自給率を確実に引き上げる価格保障・所得補償を行い、生産者を励ますこと。
4. ミニマムアクセス米など農産物の輸入を減らす外交協議を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 4 年 6 月 17 日

士 別 市 議 会

(提出先) 内閣総理大臣、外務大臣、財務大臣、農林水産大臣、衆議院議長、
参議院議長

地方財政の充実・強化に関する意見書について

地方財政の充実・強化に関する意見書を次のとおり提出するものとする。

令和 4 年 6 月 1 7 日 提出

議会運営委員長 谷 守

地方財政の充実・強化に関する意見書

現在、地方公共団体には、急激な少子・高齢化の進展に伴う子育て、医療・介護など社会保障制度の整備、また人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化を目指した環境対策、あるいは行政のデジタル化推進など、より新しく、かつ極めて多岐にわたる役割が求められています。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また近年多発している大規模災害への対応も迫られています。これらに対応するための地方財政について、政府は骨太方針 2021 において、2021 年度の地方一般財源水準を 2024 年度まで確保するとしていますが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

よって、国においては、2023 年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍への対応も勘案しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すため、下記事項について実施するよう強く要望します。

記

1. 社会保障の維持・確保、防災・減災また脱炭素化対策、地域活性化に向けた取り組みや、デジタル化対策など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、それを支える人件費も含めて、十分な地方一般財源総額の確保を図ること。
2. 新型コロナワクチン接種の体制確保、感染症対応業務のみに限定しない保健所体制・機能の全体的な強化、その他の新型コロナウイルス対応事業や地域経済の活性化までを見据えた十分な財源措置を図ること。
3. 子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充を図ること。

また、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。

4. 2021 年 11 月に閣議決定されたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策における看護、介護、保育など新型コロナ感染症対応と少子高齢化への対応が重なる職種の処遇改善事業について、2021 年度補正予算で補助金が創設されたが、より多くの職場で改善が図られるよう、対象職種の拡大や事業の継続・拡大に向け、必要な予算確保や制度改善を行うこと。
5. デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化に向け、地域デジタル社会推進費に相当する財源を継続して確保するなど、十分な財源を保障すること。

また、デジタル化が定着化していく過渡期において生じ得る行政需要についても、人材・財源を含めた対応を行うこと。

6. まち・ひと・しごと創生事業費として確保されている 1 兆円については持続可能

な地域社会の維持・発展に向けて恒久的な財源とすること。

また、同規模の財源確保はもとより、その拡充を含めて検討すること。

7. 会計年度任用職員制度の運用においては、今後も当該職員の処遇改善が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、さらなる財政需要を十分に満たすこと。
8. 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。
9. 森林環境譲与税については、より林業需要を見込める地方公共団体への譲与額を増大させるよう、その譲与基準を見直すこと。
10. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。あわせて、地方の安定的な財源確保に向けて、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
また、今後、国の施策の一環として、各種税制の廃止や変更、また減税等を検討する際は、地方の財政運営における予見性を損なわないよう、十分に地方団体等の意見を反映し、慎重に検討すること。
11. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 4 年 6 月 17 日

士 別 市 議 会

(提出先) 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、
内閣府特命担当大臣(地方創生)、
内閣府特命担当大臣(経済財政政策)、衆議院議長、参議院議長

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、30 人以下学級
など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書について

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、30 人以下学級など教育予
算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書を次のとおり提出するものとする。

令和 4 年 6 月 1 7 日提出

議会運営委員長 谷 守

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、30 人以下学級など
教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度です。この制度における国の負担率が 2006 年に 1/2 から 1/3 に変更されました。教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を 1/2 へと復元することが重要です。

また、子供たちへのきめ細やかな教育を実現するためには、教職員定数を抜本的に改善することによる少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙化解消は不可欠です。公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律が成立し、小学校において段階的に 35 人以下学級が実現することとなりました。しかし、中学・高校については依然として検討にとどまっています。

さらに、小学校高学年の教科担任制及び小学校における 35 人学級実現のための教職員定数改善が 4,690 人であるのに対し、自然減や配置の見直しなどにより 6,912 人の減少となっており、教職員増とはなっていません。早急に 30 人以下学級を実現し、実質的な教職員増としていく必要があります。

2021 年 12 月に文科省が発表した就学援助実施状況調査では、要保護・準要保護率は、全国で 14.52%（7 人に 1 人）、北海道においては全国で 8 番目に高い 18.30%（5 人に 1 人）となっており、依然として厳しい実態にあります。また、教育現場では給食費・修学旅行費などの私費負担が減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体によってその措置に格差が生じています。

さらに、奨学金制度を利用せざるを得ない子供たちや経済的な理由で進学・就学を断念する子供が増加しており、その解消に向けて、就学援助制度・奨学金制度・高校授業料無償化制度を拡大させていく必要があります。

よって、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率 1/2 への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消、30 人以下学級の実現など、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実を図るよう下記事項について強く要望します。

記

1. 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とすること。少なくとも、義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面、義務教育費国庫負担金の負担率を 1/2 に復元すること。
2. 30 人以下学級の早期実現に向けて、小学校 1 年生から中学校 3 年生の学級編制標準を順次改定すること。当面、中学・高校への 35 人以下学級拡大をすること。

また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子供たちの教育を保障するため、計画的な教職員定数改善による実質的な教職員増の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図ること。

3. 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の軽減や、図書費などについて国において十分な確保、拡充を行うこと。
4. 就学援助制度・奨学金制度のさらなる拡大、高校授業料無償化に対する所得制限の撤廃など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図ること。
5. 高校授業料無償制度への所得制限撤廃とともに、朝鮮学校の授業料無償化適用除外撤回を実現すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 4 年 6 月 17 日

士 別 市 議 会

(提出先) 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、
内閣府特命担当大臣(地方創生)、衆議院議長、参議院議長

2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について

2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書を次のとおり提出するものとする。

令和4年6月17日提出

議会運営委員長 谷 守

2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア(働く貧困層)解消のためのセーフティネットの一つとして最も重要なものです。

道内で働く者の暮らしはコロナ禍で一層厳しく、特に、年収200万円以下のいわゆるワーキングプアと呼ばれる労働者は、道内でも45.1万人と、給与所得者の27.3%に達しています。また、道内の全労働者216万人(内パート労働者64.7万人)の内、39万人を超える労働者が最低賃金近傍に張り付いている実態にあります。

労働基準法第2条では、労働条件の決定は労使が対等な立場で行うものと定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

経済財政運営と改革の基本方針2021において、より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指すことが堅持され、令和3年度北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、同様の内容を表記しました。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、新型コロナウイルス感染症が収束した際の個人消費にも影響を与え、北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

よって、北海道労働局においては、令和4年度の北海道最低賃金の改正に当たって、下記の措置を講じるよう強く要望します。

記

1. 地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1,000円になることを目指すことが堅持された経済財政運営と改革の基本方針(骨太方針)を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を引き上げること。
2. 設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給(時間額1,042円)を下回らない水準に改善すること。
3. 厚生労働省の業務改善助成金など各種助成金を有効活用した最低賃金の引き上げを図ること。同時に、中小企業に対する賃上げしやすい環境整備、支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策を図るよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年6月17日

士別市議会

(提出先)北海道労働局局长

食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解
醸成を図る意見書について

食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る意見書を次のとおり提出するものとする。

令和4年6月17日提出

議会運営委員長 谷 守

食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解
醸成を図る意見書

世界をめぐる情勢では、新型コロナウイルス終息後の需要回復を見込んだ原油等の価格上昇やロシアによるウクライナ侵攻の長期化などにより、原油・生産資材や穀物相場の高騰が続いており、各国では国民生活に必要な食料の安定供給を図る食料安全保障を最重要課題として自国の食料生産の施策を強化しています。

一方、我が国においては、2020年3月に新たな食料・農業・農村基本計画を策定し、2030年度までに食料自給率を45%に引き上げる目標を掲げていますが、2020年の自給率は37%と依然として低い状態にあります。また、第1次産業を主体とする農村地域においては、高齢化と人口減少等が加速化し続け、担い手の確保や耕作放棄地の増加などの課題を抱える中で、近年多発する自然災害などにより食料生産の基盤が脆弱化しています。

加えて、コロナ禍による農畜産物の需要減退と在庫が増大し、農畜産物価格が低下する一方、食料生産に欠かせない燃油や飼料・肥料などの生産資材価格等が歴史的な高騰を続け、農業経営を圧迫させる危機的な状況にあります。また、我が国においては、食料とエネルギーを輸入に依存しているため、食料品等の値上げが相次ぎ、国民生活への影響が懸念され、特に有事の際の食料をいかに確保するのか、食料安全保障の観点から、食料自給率向上を図る国内生産の基盤強化、所得補償政策の充実や燃油・資材高騰対策、備蓄制度の見直しなど新たな施策と予算の確保が不可欠となっています。

よって、国においては、食料の安定供給と農業の持続的発展のため、我が国の食料安全保障の強化と国民への理解醸成を図るため、下記事項について強く要望します。

記

1. 世界情勢の不安定化が今後も続くことが懸念されることから、政府が4月に示した原油価格・物価高騰等総合緊急対策の速やかな実施とともに、現場の経営悪化の状況も踏まえ、持続的な対策として拡充・強化すること。
2. 食料安全保障の強化に向けて、自国の食料は自国で生産・消費するという考えを広く国民に理解醸成を図るとともに、食料の安定供給の確保は国の基本的な責務として、将来を見据えた大胆な施策と新たな予算確保を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年6月17日

士別市議会

(提出先) 内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長